

【施設等の種別ごとの基準】

法区分	施設等の種別 ※1	具体的な施設	基準
第一種施設	① 子どもなど20歳未満の者や患者等が利用者となる施設	学校(幼稚園・小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校)、児童福祉施設 等	敷地内禁煙
		大学、高等専門学校、専修学校(高等課程を除く)、各種学校(初等教育又は中等教育を行うものを除く)、医療施設(病院・診療所等)	敷地内禁煙 ただし、屋外に喫煙場所設置可(注1) ※2
	② 行政機関	行政機関の庁舎	敷地内禁煙 ただし、屋外に喫煙場所設置可(注1)
第二種施設	③ ①②以外で、多数の者が利用する施設	行政機関以外の官公庁、店舗、娯楽施設、事業所、工場、宿泊施設、飲食店(新たに開設する店舗、経営規模の大きい店舗) 等	屋内禁煙 ただし、喫煙専用室等の中でのみ喫煙可(飲食は不可)(注2) (加熱式たばこ専用の喫煙室では飲食可)
		飲食店(既存の飲食店のうち経営規模の小さい店舗)(注3)	屋内禁煙 ただし、標識の掲示により喫煙可
業旅客乗 自動車運 送等事 物	④ 旅客運送事業自動車、旅客運送事業航空機	バス、タクシー、航空機 等	禁煙
	⑤ 旅客運送事業鉄道等車輛、旅客運送事業船舶	鉄軌道車輛、旅客船 等	禁煙 ただし、喫煙専用室の中でのみ喫煙可
-	区域 ⑥ 子ども等が利用する区域	通学路、公園 等	受動喫煙防止対策のための配慮が特に必要

※1 施設の詳細については巻末の通知を参照。

※2 20歳未満の者や患者に望まない受動喫煙が生じないよう最大限の配慮を行うこと。

(留意点)

- 種別③、④、⑤に関する基準については、令和2年4月1日から施行する。
- 家庭や職員寮の個室、特別養護老人ホーム・有料老人ホームなど入所施設の個室等の「人の居住の用に供する場所」や、旅館・ホテルの客室は適用除外とする。
- 屋外や家庭等において喫煙する際、望まない受動喫煙を生じさせることがないように周囲の状況に配慮しなければならない。

(注1) 屋外における喫煙場所の設置基準(健康増進法第28条第13号)

- ①喫煙をすることができる場所が区画されていること。
- ②喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識を掲示すること。
- ③施設を利用する者が通常立ち入らない場所に設置すること。

(注2) 喫煙専用室等の設置基準(健康増進法施行規則第16条第1項他)

- ①出入口において、室外からの室内に流入する空気の気流が、0.2m毎秒以上であること。
- ②たばこの煙が室内から室外に流出しないよう、壁・天井等によって区画されていること。
- ③たばこの煙が屋外又は外部の場所に排気されていること。

(注3) 既存飲食店のうち経営規模の小さい店舗の要件(健康増進法附則第2条2項)

個人又は中小企業(資本金又は出資の総額5000万円以下)が運営する、客席面積100㎡以下の飲食店